

暮らしの情報

償却資産申告書の提出

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)も課税の対象です。申告がまだの事業者は、早めに京都地方税機構へ申告してください。
▼詳しくは、京都地方税機構(☎075・414・4503)へ。

《税務課》

歯周疾患検診の受診期限は2月末

令和6年度の歯周疾患検診は2月28日(金)まで。受診していない人は、早めに予約してください。受診には検診案内兼受診券(対象者には送付済み)と保険証が必要です。

【場所】市内協力歯科医療機関(受診券や市ホームページで確認可)
【内容】歯周病検査や歯科

物価高騰対応重点支援給付金

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による家計への負担増加を踏まえ、生活・暮らしを支えるため、給付金を支給します。
【対象】令和6年12月13日時点で、世帯員全員が令和6年度住民税非課税世帯
◆令和6年1月～12月の任意の1カ月の収入が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)
【支給額】1世帯あたり3万円。うち、18歳以下の子

公共施設予約システム更新のお知らせ

新しい公共施設予約システムが3月1日(土)から本稼働します。2月19日(水)～28日(金)は、システムでの予約申し込みができません。詳細は、施設のチラシか市ホームページで確認を。右コードからアクセス可。
▶詳しくは、デジタル推進課(☎66・1092)へ。

	現行システム (利用日が3/31まで)	新システム (利用日が4/1以降)
2月18日(火)まで	利用可	利用不可
2月19日(水)～28日(金)	利用不可 ※2月19日～28日利用分の予約は窓口のみ	
3月1日(土)～31日(月)	利用可 ※利用日が3月31日までのものに限る	利用可 ※利用日が4月1日以降のものに限る
4月1日(火)から	利用不可	利用可

一般検査、ブラッシング指導

【対象】今年度40歳・50歳・60歳・70歳の市内在住の人(治療中、総入れ歯の人は対象外)

【料金】600円(70歳、生活保護・非課税世帯、舞鶴市国保加入者は無料)

【申し込み方法】直接協力歯科医療機関へ。

▼詳しくは、健康づくり課(☎65・0064)へ。

HPVワクチン接種の公費接種期間が延長

HPVワクチン接種の公費(無料)による接種期間が延長されました。

【対象】平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性で、令和4年4月～令和7年3月末までに1回または2回接種し、3回目の接種が完了していない人

【対象期間】令和8年3月31日(火)まで
【申し込み方法】直接、接種協力医療機関へ申し込み

子どもを扶養する世帯は、子ども1人あたり2万円を加算

【受給方法】◆住民税非課税世帯：令和5年度7万円給付金か令和6年度10万円給付金を受給された世帯には「確認書」を送付。内容に変更がない場合は連絡は不要、要件に該当しなくなったなどの場合は連絡を。それ以外の世帯は、2月下旬以降に送付する「申請書」に必要書類を添付し、持参か郵送で7月31日(木)までに福祉企画課へ。◆家計急変世帯：「申

み。詳細は、市ホームページで確認を。下コードからアクセス可。

▼詳しくは、こども家庭しあわせ課(☎68・9155)へ。

高齢者外出支援チケットの有効期限は3月末

市では、75歳以上の人を対象に、バス・タクシー・京都丹後鉄道の割引チケットを販売しています。令和5年度発行で、右上記載のナンバーが「05」「5」で始まるチケットの有効期限は3月31日(月)までです。手元のチケットを確認し、期限までに利用してください。

▼詳しくは、高齢者支援課(☎66・1012)へ。

J・A・L・E・R・T 緊急情報伝達訓練

J・A・L・E・R・T(全国瞬時警報システム)による全国一斉の「緊急情報(国民保護)伝達訓練」を

実施します。

【日時】2月12日(水)11時ごろ
【内容】◆防災行政無線、自動起動ラジオ：試験放送を一齐に放送◆まいづるメール配信サービス：試験メールを一齐に配信
※気象状況などで訓練を中止する場合があります

◆自分の身を守る行動を今いる場所で、自分の身を守る行動をとってください。屋外にいる人は、近くの堅ろうな建物に避難。建物がない場合は、コンクリート塀などの物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るなど。

▼詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。

文化財補助金の相談受け付け

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全活動は、府の補助を受けることができます。相

談期間は2月28日(金)まで。
【対象】◆明治時代以前に建てられた神社・寺院などの建物修理◆明治時代以前の仏像、仏画・ふすま絵など美術工芸品の保存やその保存に必要な収蔵庫の整備◆戦前から伝承されている民俗芸能、伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入など
▼詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

戦没者遺族相談員に相談を

国から委嘱を受けた相談員が戦没者遺族の恩給や給付金・弔慰金の受給、生活上の困り事の相談に応じます。気軽に相談してください。

◆東・中・大浦地区：四方順子さん(☎62・2784)
◆西・加佐地区：新宮正義さん(☎76・6220)
《福祉企画課》

重複利用者への支給

【内容】対象となる障害福祉サービスを同じ月に重複して利用し、その利用者負担額(月額)の合計が、府・市の定める上限月額を超えた分(左表)

【対象】◆在宅生活者の障害福祉サービス◆自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)◆補装具《共通》【申請方法】印鑑や領収書、振り込み先の口座が分かるもの(通帳など)を持参し、3月14日(金)までに障害福祉・国民年金課(☎66・1033、FAX62・7957)か子育て応援課(☎66・1094、FAX62・7957)へ。

重複利用者負担の上限月額

所得階層区分	月額(上限)
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	7,500円
市民税課税世帯	12,300円
市民税課税世帯	18,600円
市民税課税世帯	37,200円

